

保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十一号）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 最低保証に係る収支残 特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の額を最低保証する保険契約について、最低保証に係る保険料から最低保証に係る保険金等を控除した額をいう。</p> <p>(最低保証リスクに備える危険準備金の積立基準)</p> <p>第三条の二 規則第六十九条第六項第三号及び第五十条第六項第三号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金」という。）は、最低保証に係る収支残の金額以上を積み立てるものとする。</p> <p>(危険準備金の積立限度)</p> <p>第五条の二 危険準備金の積立ては、特別勘定を設けた保険契約のうち、保険金等の額を最低保証する保険契約に係る責任準備金の金額に百分</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

の六を乗じて得た額を限度とする。

(危険準備金の取崩基準)

第六条 (略)

2 (略)

3 危険準備金は、最低保証に係る収支残が負の場合において、当該収支残のてん補に充てるべきを除くほか、取り崩してはならない。

(危険準備金の取崩基準)

第六条 (略)

2 (略)

(新設)